

藤枝市が設置する都市公園の設置基準等を定める条例の一部を改正する  
条例

藤枝市が設置する都市公園の設置基準等を定める条例（平成25年藤枝市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

6 政令第8条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。